原告団

CO裁判、災害責任追及、遺族・特集号

第百三十四号

おわび

本紙前号のこのページに、大災害裁判担当弁護団の佐伯静治先生からいただいた激励の文を紹介いたしました。ところが文のはじめのところで「一九七八年」とあるべきところを、「一九七七年」と誤まってお伝えしてしまいました。その旨訂正し、ご迷惑をかけたことをおわびいたします。——編集部

大災害裁判

転機に立つ

つきつける生活破壊

まず金子医師、証言台に

注目の三池大災害裁判は、昨年の十二月二十一日に福岡地裁で開かれた第二十八回公判を契機に、いよいよCO患者や遺族（原告）の具体的な損害を明らかにしながら、会社の責任の追及を開始した。上村裁判も、この日公判開廷。

昨年十二月二十一日、福岡地方裁判所で第二十八回公判をもって、これまでの原因論をめぐる闘争から一転損害論をめぐる闘争へと、前進した三池大災害裁判は、いよいよ新たな段階に突入した。

この日公判は午前十時開廷。原告＝組合側はまずCO患者診療担当の金子嗣郎医師（医学博士。東京都立松沢病院副院長）を、証言台におくった。

この公判での証言内容はおもにCO患者（もちろん原告）に対する障害補償の等級認定基準や労災法にもとずくとして行なわれた、政府のCO患者に対する取り扱いの経過、同時に今も患者を苦しめているCO中毒症状の程度別状態を明らかにすることなどに、関するものだった。

前記したように、三池大災害裁判は過去五年数カ月、二十七回にわたった公判で闘った原因論から一転、原告がこの大災害によってうけた精神的・物質的損害を明らかにする新しい闘いへと前進することになった。次回以後の裁判の展開が注目されるが、次回公判はきたる二月二十六日午前十時から同じく福岡地裁で開廷される。金子証言に対する、会社側弁護士による反対尋問。CO患者や家族自身により、中毒症の実態と、家族をもまきこんだ生活破壊の実態など、ひき続き証言予定。

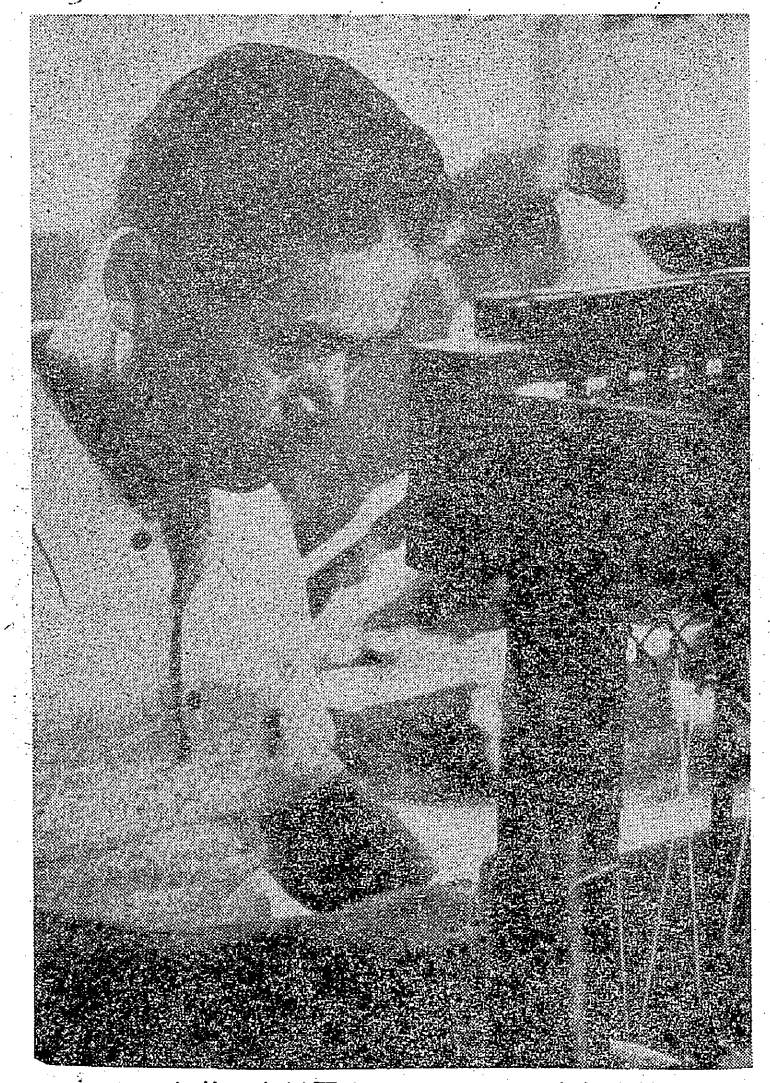

CO患者・中村賢さん。このほど定年を迎え退職した。これまで造成職場の万田作業所で、不本意ながらも〝のりミス〟編みなどの軽作業で過ごしてきたが、これからは果たしてどんな生き方が待つているものか？

あの日の怒りもう一度

公判闘争に参加して決意

一一・九CO裁判の今回の公判は、当時の被災者を全員詳細に診察された金子嗣郎医師の証言であった。爆発後十五年経過しても未だに植物人間という、いまわしいレッテルをはられたまま熊大病院入院中の受川氏を始め、一級より十四級までの患者の症状についての証言が行なわれた。

長い歳月は当時の爆発の悲惨さをかき消そうとしているが、私たちの受けた心と体のいたではいつまでも消えることはない。

当時三井鉱山社長の栗木幹は、「たとえペンペン草が生えても、被災者の救済に当たる」、と言ったが、その後の事実はどうであろう、納得できる救済がなされたであろうか。遺族救済のために誘致されたアソニット工場や三池縫製の存在は世間の目から消されようとしており、そこに働く被災者＝未亡人たちの低賃金にあえいでいることを、人々はどれだけ知っているであろうか……。

会社＝三井鉱山が爆発に対して真の責任を感ずるなら、先ずわれわれ被災者の生活の安定と健康管理に本腰を入れてくれなければならないはずだ。私達は今一度爆発当時の被災直後の身になって、三井鉱山に新たなる怒りを覚えつつ、裁判勝利に向かって頑張らなければ、と思う。

多忙な身体で、裁判の度毎に東京からはるばる駈けつけ、患者の一人ひとりの症状を詳細に証言していただいている弁護士、及び証人の皆様の熱意と努力に報いるためにも、原告の一人ひとりが今より以上に裁判の意義を理解し、自覚を高めて取り組まなければならない、と痛感する。裁判が長びけば長びくほど、われわれの心にもある「ゆるみ」が発生してきて、一生を台無しにされた三井に対しての憎しみが薄れてきてはいないだろうか。もう一度爆発当時の「怒り」を取り戻し、全力を挙げて、「金力と権力」の上にアグラをかき続けている三井鉱山の本性をあばき出すことが、われわれ労働者の、いやガスを吸わされたCO患者としての当然過ぎるほどの義務と言っても過言ではあるまい。

（万田作業所から）

× ×

原告団消息

昭和53年12月10日　大災害裁判原告団、第六回定期総会。

12日　原告団事務局会議。（一一・九、九・二八患者の障害等級決定について。公判の損害立証について）

18～20日　原告団ニュース配り。

21日　大災害裁判第二十八回公判（金子嗣郎医師、CO中毒の症状その他につき証言）

同日上村裁判公判。（蒲池書記長、訴額拡大で証言）

26日　原告団事務局会議。（証人の選出について）

29日　遺族の生活困窮者の取扱いについて、会社に面会要請

昭和54年1月5日　遺族会役員会議。（生活困窮者の取り扱い問題の経過と、今後の課題について）

機関紙〝みいけ〟の原告団編集会議。

第一回原告団役員会議。（障害等級決定に対する不服申請について。九・二八坑内火災裁判公判（一月二十五日）への取組について）

励ましにこたえ

CO患者　池畑重富

新年にあたり、諸先生、守る会代表の方々のはげましをいただき、心から感謝の意を表しながら、原告団の一員として決意をのべさせていただきます。

今日の不況を口実にした資本の激しい合理化の中にありながら、総評、炭労をはじめ、多くの職場、地域で命と権利を守るために闘っている仲間の物心両面にわたる、支援、共闘の中で、三池裁判闘争が闘われていることを思う時、必ず裁判闘争に勝利し、『資本の合理化は労働者の命を奪う』ことを社会的に明らかにし、全国の仲間の闘いに答えなければならないと思います。

そのためには、裁判闘争に積極的に取り組むことはもちろん、「三井の責任を追及する」母体である三池労組の労働者の立場を堅持した闘いの全国的な発展と連帯の中に、その勝利の展望があると思います。

CO闘争を地域に

全国の仲間と共に闘う

あの三池大災害が誰の目にも三井の生産第一主義による、保安サボがもたらした合理化の結果であることが明らかな時に、当の栗木社長は「全山爆発に至らなかったのは、むしろ保安が守られていたからだ」、と発言をし、そして三池大災害後も、保安を口にしながら仲間の生命を百七名も奪いつづけているのです。この三井資本の姿勢から、労働者にとっての保安と会社にとっての保安とは、そのまま一体化の合理化をかけてきています。

石炭資本は安い外国の石炭を使い、国内炭は生産を縮小制限する合理化を進めています。三井資本は、石炭を安く掘るために労働密度をさらに強め、労働者を減らしています。そのため労働者は特に、暗い坑内の高温多湿という悪い環境と労働強化で身体が破壊され、老化が激しく、高血圧症が多発（四山六十名、有明鉱百七十一名）し、三川では六名も会社の健康管理の名のもとに、病人として坑外に何の補償もなく配転させられています。

昨年の十二月八日に四十六歳の若い仲間が、三川鉱の坑内作業現場で倒れ、十三日に生命を落としましたが、その仲間に対して「以前から高血圧症の経過がある」として、会社は責任をのがれようとしています。

このように人命を奪う合理化病のおこる原因のひとつひとつを問題にし、罹病者の補償はもちろん、私たち三池炭鉱労働者は全国の仲間と連帯し、三井独占資本の責任を追及していきたいと思います。

今後、なおいっそう、労働者と資本との立場のちがいを明らかにしたCO闘争を基調に学習と討論を深め、となりの労働者を大切にしながら裁判闘争勝利のため頑張ることを誓い、決意とします。